

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規 則	二七〇
○福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則	二七〇
告 示	二七三
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件	二七三
○地籍調査の成果について認証した件十件	二七三
○農地法第四十一条第二項において準用する同法第三十九条第一項の規定により裁定を行った件三件	二七四
公 告	二七五
○福島県商業まちづくりの推進に関する条例第十条第一項の規定により特定小売商業施設の変更の届出があった件	二七五
○肥料の登録事項に変更がある旨届出があった件	二七五
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	二七五
福島県教育委員会教育長	二七五
○一般競争入札を行う件二件	二七六
福島県公安委員会	二七六
○福島県道路交通規則の一部を改正する規則	二七六

## 規 則

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月十九日

### 福島県規則第三十六号

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

福島県旅費取扱規則（昭和二十八年福島県規則第六十二号）の一部を次のように改正

福島県知事 内 堀 雅 雄

する。

別表第一郡山市の部1の項中「郡山合同庁舎」を「田郡山合同庁舎」に改める。

### 附 則

この規則は、令和八年六月二十二日から施行する。

（人事課）

## 告 示

### 福島県告示第四百四十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県相双地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年六月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定する区域  
南相馬市鹿島区塩崎字内ノ倉百六番一、百七番一、百八番及び百九番
- 二 指定する区域の埋立地の区分  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地  
（産業廃棄物課）

### 福島県告示第四百四十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、北塩原村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和八年六月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 調査を行った者の名称  
北塩原村
- 二 成果の名称  
北塩原村大字大塩の一部（大塩第8地区（上藁打場））の地籍図及び地籍簿  
（農村計画課）

### 福島県告示第四百四十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、北塩原村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和八年六月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 調査を行った者の名称

北塩原村  
二 成果の名称

北塩原村大字大塩の一部（大塩第8地区（下藁打場））の地籍図及び地籍簿  
（農村計画課）

**福島県告示第四百四十八号**

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、福島市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
令和八年六月十九日

一 調査を行った者の名称  
福島県知事 内堀雅雄

二 成果の名称  
福島市大波の一部（大波第17地区）の地籍図及び地籍簿  
（農村計画課）

**福島県告示第四百四十九号**

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、南会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
令和八年六月十九日

一 調査を行った者の名称  
福島県知事 内堀雅雄

二 成果の名称  
南会津町大字中荒井の一部（中荒井第2地区）の地籍図及び地籍簿  
（農村計画課）

**福島県告示第四百五十号**

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、南会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
令和八年六月十九日

一 調査を行った者の名称  
福島県知事 内堀雅雄

二 成果の名称  
南会津町大字中荒井の一部（中荒井第3地区）の地籍図及び地籍簿  
（農村計画課）

**福島県告示第四百五十一号**

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、南会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
令和八年六月十九日

一 調査を行った者の名称  
福島県知事 内堀雅雄

二 成果の名称  
南会津町大字中荒井の一部（中荒井第4地区）の地籍図及び地籍簿  
（農村計画課）

**福島県告示第四百五十二号**

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、伊達市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
令和八年六月十九日

一 調査を行った者の名称  
福島県知事 内堀雅雄

二 成果の名称  
伊達市梁川町の一部（梁川第16地区）の地籍図及び地籍簿  
（農村計画課）

**福島県告示第四百五十三号**

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、塙町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
令和八年六月十九日

一 調査を行った者の名称  
福島県知事 内堀雅雄

二 成果の名称  
川上10地区大字川上の一部 外の地籍図及び地籍簿  
（農村計画課）

**福島県告示第四百五十四号**

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、塙町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
令和八年六月十九日

一 調査を行った者の名称  
福島県知事 内堀雅雄

塙町

二 成果の名称  
川上11地区大字川上の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第四百五十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、湯川村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和八年六月十九日

一 調査を行った者の名称

福島県知事 内堀 雅雄

湯川村

二 成果の名称

湯川村大字湊の一部、大字浜崎の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第四百五十六号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、令和八年四月八日付けで公益財団法人福島県農業振興公社(福島県農地中間管理機構)から申請のあった農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関して、令和八年五月二十五日付けで次のとおり裁定した。

令和八年六月十九日

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

福島県知事 内堀 雅雄

所在 地番 地目 面積(平方メートル)

会津若松市北会津町東麻生字宮田

二〇番二 田 六二五

同 市北会津町西麻生字館野

六番二 畑 一、九八三

二 利用権の内容

水稻の栽培及びそば、露地野菜で利用

三 利用権の始期及び存続期間

1 始期 令和八年六月一日

2 存続期間 九年七月

四 農地の所有者等の情報

坂内 洋道(亡)

五 借賃に相当する補償金の額 九五、二四〇円

六 補償金の支払の方法

当該利用権の始期までに福島県方法務局に補償金を供託すること。

(農村振興課)

福島県告示第四百五十七号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、令和八年二月十六日付けで公益財団法人福島県農業振興公社(福島県農地中間管理機構)から申請のあった農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関して、令和八年五月二十七日付けで次のとおり裁定した。

令和八年六月十九日

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

福島県知事 内堀 雅雄

所在 地番 地目 面積(平方メートル)

白河市大信中新城字塩沢

三九番一 田 二、〇三三

同 市大信中新城字塩沢

四〇番一 田 二、〇三一

同 市大信中新城字塩沢

四一番一 田 六八九

二 利用権の内容

水稻の栽培で利用

三 利用権の始期及び存続期間

1 始期 令和八年七月一日

2 存続期間 五年六月

四 農地の所有者等の情報

岡部 恒夫(亡)

五 借賃に相当する補償金の額 二三、七二四円

六 補償金の支払の方法

当該利用権の始期までに福島県方法務局に補償金を供託すること。

(農村振興課)

福島県告示第四百五十八号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、令和八年三月九日付けで公益財団法人福島県農業振興公社(福島県農地中間管理機構)から申請のあった農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関して、令和八年五月二十五日付けで次のとおり裁定した。

令和八年六月十九日

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

福島県知事 内堀 雅雄

所在 地番 地目 面積(平方メートル)

耶麻郡磐梯町大字大谷字石橋

五四番一 田 三九六

同 郡同 町大字大谷字樋ノ口

一五番 田 二、六六七

同 郡同 町大字大谷字樋ノ口

二八番 田 一、五八八

同 郡同 町大字大谷字樋ノ口

四六番 田 二、四一〇

- 同 郡同 町大字大谷字砂田田 四三番 田 二、六二六
- 同 郡同 町大字大谷字砂田田 六九番 田 一、九四八
- 同 郡同 町大字大谷字砂田田 七一番 田 二、六六六
- 二 利用権の内容  
 そば又は水稲の栽培で利用
- 三 利用権の始期及び存続期間  
 1 始期 令和八年六月一日  
 2 存続期間 七年七月
- 四 農地の所有者等の情報  
 鈴木 倭夫(亡)
- 五 借賃に相当する補償金の額 一〇八、〇〇八円
- 六 補償金の支払の方法  
 当該利用権の始期までに福島県地方務局に補償金を供託すること。

(農村振興課)

公 告

公告第四百十一号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例(平成十七年福島県条例第二百十号)第十条第一項の規定により、特定小売商業施設の新設の届出について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和八年六月二十日から同年九月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課、郡山市農商工部産業雇用政策課、会津若松市観光商工部商工課、須賀川市産業部商工観光課、二本松市産業部商工課、田村市産業部商工課、本宮市産業部商工観光課、大玉村産業建設部産業課、天栄村産業課、猪苗代町商工観光課、平田村企画商工課、三春町産業課、小野町産業振興課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和八年六月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 特定小売商業施設の名称及び所在地  
 1 名称 イオンモール郡山  
 2 所在地 郡山市日和田町字小原一番地ほか三百九十七筆(郡山市日和田町五庵地区計画区画内)
- 二 変更した事項  
 1 特定小売商業施設を設置する者の住所  
 (変更前) 福島県郡山市日和田町字小原一番地  
 (変更後) 福島県郡山市日和田町字古館二十九  
 2 特定小売商業施設を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社日和田ショッピングモール  
 代表取締役 野木 正徳  
 (変更後) 株式会社日和田ショッピングモール  
 代表取締役 山菅 貴史

3 特定小売商業施設の新設の予定日

(変更前) 令和八年九月一日

4 特定小売商業施設の店舗面積の合計

(変更前) 七万平方メートル

5 特定小売商業施設の延べ面積

(変更前) 四万七千三百平方メートル

届出年月日

(変更後) 十萬二千八百一・五二平方メートル

令和八年五月二十二日

(商業まちづくり課)

公告第四百十二号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十三条第一項及び第四項の規定により、次のとおり住所に変更がある旨届出があった。

令和八年六月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	変更した年月日	変更した事項		氏名又は名称	住所
				変更後	変更前		
854	炭酸カルシウム肥料	50炭カルEプラス	令和8年1月30日	東京都千代田区神田多町二丁目9番地	大阪府高石市西取石七丁目13番30号	株式会社Eプラス	東京都千代田区神田多町二丁目9番地

(農業総合センター)

公告第四百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、浪江町から浪江都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
令和八年六月十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

## 福島県教育委員会教育長

### 公告第3号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立学校 I C T 支援業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和8年6月19日

福島県教育委員会教育長 鈴木竜次

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県立学校 I C T 支援業務委託 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 委託期間 令和8年8月1日から令和9年7月31日まで
- (4) 履行場所 福島県教育庁教育総務課が定めた場所

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 令和5年度から令和7年度の間、1件あたり100校以上の公立学校における I C T 支援に係る業務の履行実績があり、かつ、契約期間中において確実に履行できる者であること。

- (5) 次のア又はイのいずれかを満たす者であること。
- ア 一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定した認証機関によるISMS（JIS Q 27001（ISO／IEC 27001））の認証を受けていること。
- イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの付与を受けていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年7月10日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法とし、同日同時刻まで必着とする。
- 郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県教育庁教育総務課  
電話024-521-8658
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において令和8年6月19日（金）から同年7月10日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 令和8年7月29日（水）午前10時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎5階教育委員室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札に参加する場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年7月28日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県教育委員会教育長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required: Commissioning of ICT operations support services for Fukushima Prefectural Schools 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 29 July 2026

- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 28 July 2026  
(4) Contact point for the notice: General Affairs Division, General Affairs Section, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8688 Japan TEL 024-521-8658  
(教育総務課)

**公告第4号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるふくしま教育総合ネットワーク機関ルータ及びスイッチ更改事業について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和8年6月19日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜 次

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 ふくしま教育総合ネットワーク機関ルータ及びスイッチ更改事業 一式（機器の調達・設定構築・保守等を含む。）  
(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。  
(3) 構築期間 契約締結日から令和8年11月30日まで  
(4) 保守期間 令和8年12月1日から令和9年3月31日まで  
(5) 納入場所 福島県教育委員会教育長が指定した場所

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。  
(2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。  
(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。  
(4) 令和5年度から令和7年度の間、都道府県の教育機関との契約に基づき、仕様書に定める仕様に合致する物品（又はこれと同等の物品）の調達、システムの構築又は更新を行い、かつ、当該システムの保守業務を委託されて、これらを適切に完了（完了見込みを含む。）した実績を有する者であること。  
(5) 次のア又はイのいずれかを満たす者であること。

ア 一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定した認証機関によるISMS（JIS Q 27001（ISO/IEC 27001））の認証を受けていること。

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの付与を受けていること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年7月10日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻まで必着とする。

郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県教育庁教育総務課

電話024-521-7612

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において令和8年6月19日（金）から同年7月10日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

**5 入札及び開札の日時及び場所等**

- (1) 日時 令和8年7月29日（水）午前11時  
(2) 場所 福島県庁西庁舎5階教育委員室（福島県福島市杉妻町2番16号）

- (3) その他 郵便により入札に参加する場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年7月28日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県教育委員会教育長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required: Commissioning of the router and switch replacement project for institutions connected to the Fukushima Educational Comprehensive Network, including equipment procurement, configuration, deployment, and maintenance 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 29 July 2026
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 28 July 2026
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8688 Japan TEL 024-521-7612
- （教育総務課）

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月19日

福島県公安委員会委員長 高橋良行

**福島県公安委員会規則第3号**

**福島県道路交通規則の一部を改正する規則**

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第3 県道いわき上三坂小野線の項を次のように改める。

県道いわき上三坂小野線	いわき市植田町根小屋9番1地先から同市遠野町根岸字塚ノ内11番1地先まで
	いわき市平字十五町目20番3地先から同市小名浜島字渡地20番1地先まで
	いわき市泉町下川字大剣378番地先から同市山田町砂方35番地先まで

別表第3 市道（郡山市）待池台二丁目待池台一丁目線の項の次に次のように加える。

市道（郡山市）待池台一丁目4号線	郡山市待池台一丁目29番地先から同市待池台一丁目28番3地先まで
------------------	----------------------------------

別表第3 市道（郡山市）待池台一丁目5号線の項の次に次のように加える。

市道（郡山市）待池台一丁目6号線	郡山市待池台一丁目28番3地先から同市待池台一丁目30番3地先まで
------------------	-----------------------------------

別表第3市道（郡山市）上伊豆島長橋線の項の次に次のように加える。

市道（郡山市）上伊豆島一丁目1号線	郡山市熱海町上伊豆島一丁目10番地先から同市熱海町上伊豆島一丁目11番地先まで
市道（郡山市）上伊豆島一丁目3号線	郡山市熱海町上伊豆島一丁目10番地先から同市熱海町上伊豆島一丁目13番地先まで
市道（郡山市）南二丁目3号線	郡山市南二丁目62番地先から同市南二丁目74番地先まで
市道（郡山市）日出山荒井線	郡山市南二丁目62番地先から同市南二丁目4番地先まで

別表第3市道（いわき市）栗木作・小山田線の項の次に次のように加える。

市道（いわき市）大剣1号線	いわき市泉町下川字境ノ町4番1地先から同市泉町下川字土木内382番地先まで
---------------	---------------------------------------

#### 附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

（交通規制課）